平成２６年（フ）第６６号
沖縄県那覇市金城２丁目３番地９　ヒルズブロッサム301
債務者　二ノ田弘明
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第６７号
沖縄県那覇市金城２丁目３番地９　ヒルズブロッサム301
債務者　二ノ田美枝子
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第４８号
東京都府中市小柳町３丁目15番地の55
債務者　馬場　　真
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１２５号
静岡県藤枝市藤枝３丁目13番20号　コーポフジサンフレッチェ201号
債務者　堀田　晃子（旧姓高山）
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月９日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３０号
静岡市葵区内牧811番地
債務者　秋本　太一
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月９日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３２９１号
東京都江戸川区中葛西７丁目20―５―401
債務者　金井　和晃
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３０５号
千葉県市原市米原273―86
債務者　米澤　邦彦
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３０８号
東京都北区上中里２丁目31―８　根岸荘
債務者　服部　尚子
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３０９号
埼玉県富士見市針ケ谷１丁目24―９―206
債務者　春山瞳こと　李　　瞳
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３１８号
東京都中野区若宮３丁目39―14
債務者　見澤　　清
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３１９号
東京都中野区大和町３丁目５―５　松塚方
債務者　見澤　慶輔
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３２２号
東京都目黒区目黒１丁目６―13
債務者　長谷部　敦
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３５１号
東京都練馬区関町南１丁目７―38―103
債務者　槻間　晃人
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３６２号
東京都足立区梅島３丁目32―25―1008
債務者　篠原　則子
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３６８号
東京都杉並区和田１丁目30―７―309
債務者　佐藤　秀一
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３７５号
東京都世田谷区北烏山７丁目10―５―207
債務者　円谷　孝三
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部